

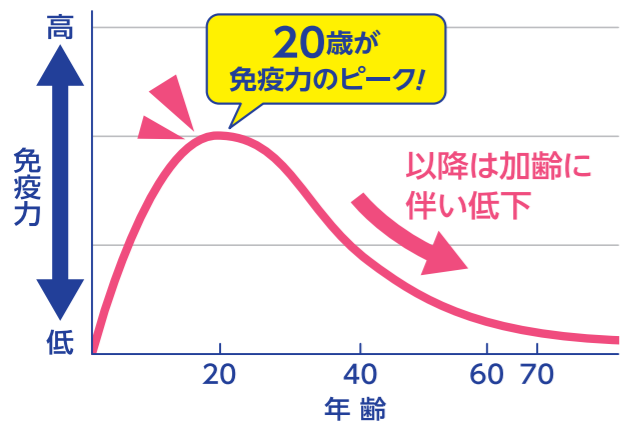
▼免疫と病気

私たちに、病原体などが体内に侵入するのを防ぐバリア機能と、体内に侵入した場合に排除するしくみ「免疫」があります。

子どもは様々な病気にかかり、免疫をつけながら成長していきます。一方、年齢を重ねると免疫力が低下し、病気にかかりやすくなったり、重症化しやすくなったりします。

必要なワクチンを一生涯接種し、健康な人生を送っていく“Life Course Immunization”（生涯を通した予防接種）が重要と考えられています。

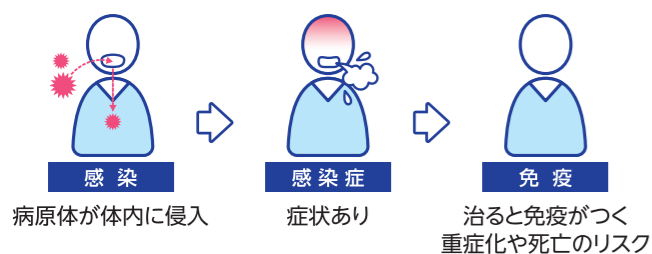
免疫力の推移（イメージ）



▼ワクチンのしくみ

ワクチンは、病気にかかるとその病気の免疫ができる自然感染と同じしくみで体内に免疫を作り出します。ただし、コントロールされた状態で免疫を作り出すので、自然感染のようにつらい症状や後遺症や死亡の危険性、周りに感染させる心配はありません。

自然感染の場合



ワクチン接種の場合

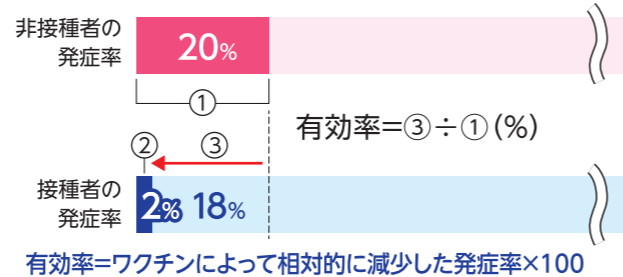


▼予防効果～有効率ってなに？

ワクチン接種は、WHO（世界保健機関）を中心に、世界中で推進されています。世界中でこれほど多くの人に使用されている薬剤はありません。有効率は、臨床試験に加えて製造販売後も継続的に評価されています。

ワクチンの「有効率90%」とは、100人接種したら90人が予防できるという意味ではありません。有効率は、本来発症するであろう人がワクチン接種によってどの程度減少したかを示しています。有効率は、インフルエンザワクチンで20%～60%と報告されています。新型コロナワクチンの有効率が非常に高いのがわかります。

ワクチンの有効率90%の考え方



きちんと知りたい

予防接種の基礎知識

▼アナフィラキシー

アナフィラキシーは、人の免疫が過剰に反応して起こる強いアレルギー反応です。ワクチン接種後30分くらいまでに、じんましんや息苦しい、気を失うなどの全身症状が現れます。アナフィラキシーが起こった場合に迅速に対応するために、ワクチン接種後はすぐに帰らず、15分から30分程度は医療機関で待機しましょう。

ワクチン接種に限らず、薬や食事、虫刺されでもアナフィラキシーを引き起こすことがあります。



▼有害事象と副反応

ワクチン接種後に起こるすべてのよくないことは有害事象と呼ばれています。このうち、ワクチンが原因で起きることが副反応です。接種部位の赤みや腫れは副反応です。発熱の場合、ワクチン接種後にたまたま風邪をひいて発熱したのか、ワクチン接種による副反応なのかを判断するには、科学的な検討が必要です。

テレビやSNSで扱われている「副反応」の多くは、ワクチン接種と無関係なものが多く含まれている「有害事象」です。あいまいな情報を信じて、必要なワクチンを受けずに病気になってしまうことがないようにしてください。



▼予防接種の目的

- 1 自分がかからないために
- 2 かかっても症状が軽くすむために
- 3 まわりの人にうつさないために

ワクチンは接種した本人を感染症から守るだけではありません。ワクチンを接種できる人たちがきちんと受けることで、地域社会でその感染症の流行を抑えることができます。

そうすることでワクチン接種の対象外や病気でワクチンを受けられない人、接種をしたが十分な免疫が得られなかった人などを守ることができるのです。

▼接種スケジュール

病気によってワクチンの予防メカニズムが異なります。対象年齢、接種回数・間隔などの接種スケジュールは、ワクチンごとに科学的に安全性と有効性を検証されて決められています。

とくに接種回数・間隔を守らないと、十分な予防が期待できなくなってしまいます。決められた接種スケジュールを守って、病気を予防しましょう。

▼皮下注射と筋肉注射

ワクチンの接種方法は、免疫反応と接種部位の腫れなどの局所反応の観点から決められています。注射のほかにハンコ注射や飲むワクチンもあります。日本では、予防接種の多くが皮下注射ですので、新型コロナワクチンは筋肉注射と知り、不安に感じた人がいるかもしれません。

海外では、インフルエンザなどの不活化ワクチンは筋肉注射が一般的ですので、ご安心ください。実は、皮下注射よりも、筋肉注射のほうが免疫反応がよく、接種部位の腫れや硬さなどの局所反応の頻度が少ないといわれています。

▼救済制度

予防接種の後で、きわめてまれに入院治療などが必要になることがあります。予防接種による健康被害に対して医療費等の給付を行う救済制度が法律で定められています。定期接種や臨時接種の接種後に健康被害が発生した場合には、お住いの市町村にご相談ください。

任意接種後の健康被害の場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「生物由来製品感染等被害救済制度」で公的な給付を受けることができます。健康被害を受けたご本人などが、救済制度相談窓口で電話やメールでご相談ください。